

#### 別記第 2 号様式記載要領

- 1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号。以下「平成22年改正法」という。）附則第12条第 3 項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。
- 2 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
  - (1) 平成22年改正法附則第12条第 2 項の規定により市町村たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。
  - (2) 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「③」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄及び「★⑧」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を、「⑫」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑦」欄の数量を記載すること。
- 3 用紙の下辺は、緑色で着色すること。